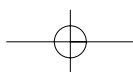
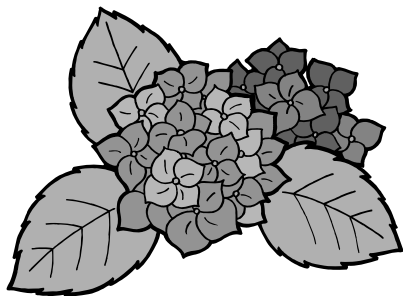


平成19年度税制改正一役員給与に関する見直し

Q 昨年に平成18年度税制改正において、「役員給与」が取り上げられ、昨年はその対応に追われました。その対応上において、いくつかの問題点があり、本年平成19年度税制改正において、その見直しがなされたと聞いています。どのような見直しがなされたのでしょうか。

A 平成18年度の税制改正においては、役員給与についての改正が行なわれ、「定期同額給与」「事前確定届出給与」「利益連動給与」以外は、損金算入が認められないこととなったが、この取扱いに関し、平成19年度改正において次のような見直しが行なわれ、平成19年4月1日以後に開始する事業年度から適用される。



項 目	改 正 内 容
定期同額給与	<p>18年度の取扱いは、著しい業績悪化の場合の減額を除き、期中における給与金額の変更は認められなかったが、平成19年度改正により、役員の職制上の地位の変更により給与金額が改定された場合における改定後の給与も、定期同額給与として、損金算入が認められる。例えば、期中に代表取締役が退任し、新たに代表取締役に就任した取締役に定期給与の増額が行なわれた場合には、増額後の給与も定期同額給与として取扱う。</p>
事前確定届出給与	<p>事前確定届出給与の届出期限を緩和する。18年度の取扱いでは、役員の職務執行開始日か、会計期間開始日から3月を経過する日か、いずれか早い日までに届出ることとされていた。これが、役員給与の決議をした総会の日から1月を経過する日か、会計期間開始の日から4月を経過する日か、いずれか早い日までに届出ればよいこととされた。</p> <p>例えば、3月決算法人の場合、役員給与を決める定時総会が5月20日に開催されたとすれば、定時総会から1月が経過する6月20日と、会計期間開始日の4月1日から4月が経過する7月31日のいずれか早い日、すなわち6月20日までに届出ればよいこととなる。</p>
定期給与を受けていない役員に対し支給する給与	<p>同族会社以外の法人における定期給与を受けていない役員に支給する給与について事前確定給与の届出は不要となる。18年度改正における取扱いでは、非常勤役員に対し年1回乃至は2回支給する給与についても、事前確定の届出が必要であったが、平成19年度の改正によりこの届出を要しないこととなった。</p>

